

令和6年度高付加価値・グローバル展開加速化事業（EC展開実証業務）
企画提案仕様書

1 名称

令和6年度高付加価値・グローバル展開加速化事業（EC展開実証業務）

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務の目的

沖縄県は、島しょ県であり小規模事業者が多いことから、製品の供給力や物流等に課題がある一方で、独自の気候、自然、歴史・文化という強みを背景として、地域の特色を生かした多くの魅力ある商品を有し、国内外から多くの観光客が沖縄を訪れている。現在、コロナ渦が収束し、アジア近隣諸国からの航空路線の復便が進み、海外インバウンド客が大きく回復するなど県産品の販路拡大に向けて絶好の機会となっている。

本事業においては、令和5年度調査事業において明らかとなった、旅中での「体験価値」の創出が、その後の購買行動を促進するという調査結果を踏まえ、観光で沖縄を訪れる旅行者の県産品への認知度向上や興味・関心の醸成を通じて、実店舗へ誘導するなど、旅後のECでの購買サイクルを構築するため「観光×EC×高付加価値※」を組み合わせたビジネスモデルの実証事業等を行い、実店舗とEC販売を組み合わせた販売拡大の好循環を実現する事例を創出する。

※「高付加価値」については、本事業においては以下のとおり定義する。

- ① 顧客の本質的なニーズを満たす沖縄商品の独自性（伝統、製法、原料など）、並びに量産品にはない丁寧な製造過程がもたらす高い品質などに代表される「商品自体が有する価値」。
- ② 顧客への高いブランド価値の実感をもたらし、商品購入の過程でのきめ細やかなサービス等から得られる高い顧客満足などをふくむ、購買過程における「体験価値」。

4 業務内容

（1）実証事業にかかわる業務

沖縄県内企業から実証対象事業者を選定したうえで、高付加価値化に向けた製品、ブランド等の深堀をし、PRにおいて観光事業者との連携をしながら効果的なプロモーションを行ったうえで、観光客の実店舗誘導など、高い体験を経て、ECへの購買につながる取り組みを実施する。

また、本実証に参加する事業者は、2事業者程度を想定しており、「沖縄県内の事業者かつ、商品を販売するための実店舗、並びにECサイトを有する事業者」とする。

具体的な取組については、以下のとおり想定している。

- ① 対象事業者との継続的かつ効果的な実証事業の推進に向けて、企画提案し、情報や課題を整理し、実証事業を行うとともに、実証期間中、対象事業者に対して専門的な知見によるアドバイスを含むサポート体制を構築する。
- ② 観光事業者との効果的な連携における企画立案、関係者との各種調整、並びに、実証事業者との効果的な連携、協業関係構築を行う。
- ③ 実証事業の取り組みの結果を対象事業者による成果発表会の形式で、一般聴講も可能な会の設定、並びに聴講者募集等の運營業務全般を行う。
- ④ 実証の効果について、売上高など、計測可能かつ実効的な評価指標について、事業開始前にあらかじめ定義されていること。加えて、実証事業中には必要なデータの収集業務を行う。

(2) 事業実施状況の報告

委託先事業者は、事業の進捗状況等を毎月 25 日までに県に報告するとともに、県や関係者との連絡会議（オンライン含む）を原則月 1 回開催すること。

(3) その他

- ① 業務内容（1）から（2）までの業務については、本県に随時情報交換を行うなど連携を図り、効果的及び効率的な業務の執行に努めること。
- ② 個人情報の取扱については、関係法令を順守し、適正に取り扱うことに留意すること。
- ③ その他各業務に係る事業者との対応について円滑な業務執行に努めること。
- ④ 実証対象事業者については、複数の候補者を企画提案のうえ、県との協議を踏まえて最終的に決定する。

5 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。

6 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は 11,464,976 円以内（消費税込み）とし、この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画提案するものとする。なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なることがある。

7 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 原則として、A4 版縦、左綴りとする。
- (2) 提出資料に基づきプレゼンテーションを実施することから、企画提案書の内容について審査員が理解しやすいよう工夫をするとともに、説明は簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーション実施時に、資料の追加提出は認めない。
- (4) 1 者あたりのプレゼンテーションの持ち時間は、企画提案の説明 15 分、質疑応答 15 分の計 30 分を予定している。

8 事業の成果品及び著作権

本委託業務終了に際し、以下のとおり報告書を作成し、沖縄県に提出すること。

- ①公表用報告書 20 部（製本） ※個別企業名が特定される表現は避ける
- ②公表用報告書（概要版） 20 部（製本） ※個別企業名が特定される表現は避ける
- ③非公表用報告書 10 部（製本） ※個別企業名入り
- ④上記に係る電子記録一式

なお、当該成果品並びに本委託業務で制作した POP などのデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は県に帰属することとし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

9 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を速やかに提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収証等）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度に属する翌年度から 5 年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (5) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は原則として認めない。

10 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け任せようとするとき（以下「再委託」）は、以下の業務については、県への事前の承認を受けて再委託を行うことができる。その際には 10 日前までに承認申請を行うこと。

- ①デザインなど専門的な知識や技術が必要な場合の制作会社等への再委託
- ②セミナーを運営するため現地企業または現地に精通する国内企業への再委託
- ③広告・宣伝等の広報活動
- ④上記①～③に付随するもので、本事業の実施に必要と認められる業務
- ⑤その他、簡易な業務

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の2分の1を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務に関する再委託は禁止する。

(3) 簡易な業務の内容

以下の簡易な業務については事前の承認を要せずに再委託を行うことができる。

- ①資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ②セミナーに係る荷物の輸送、会場設営、参加者案内等の運営業務
- ③その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

(5) その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約の履行に当たり、委託業務に係る利己の全部又は一部について役務の提供を受けることを意味する。一般管理費の算出（県基準を採用する場合）は次のとおりとする。

<p><一般管理費の算出（県基準を採用する場合）> (直接人件費＋直接経費－再委託費)×10%以内</p>

11 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。